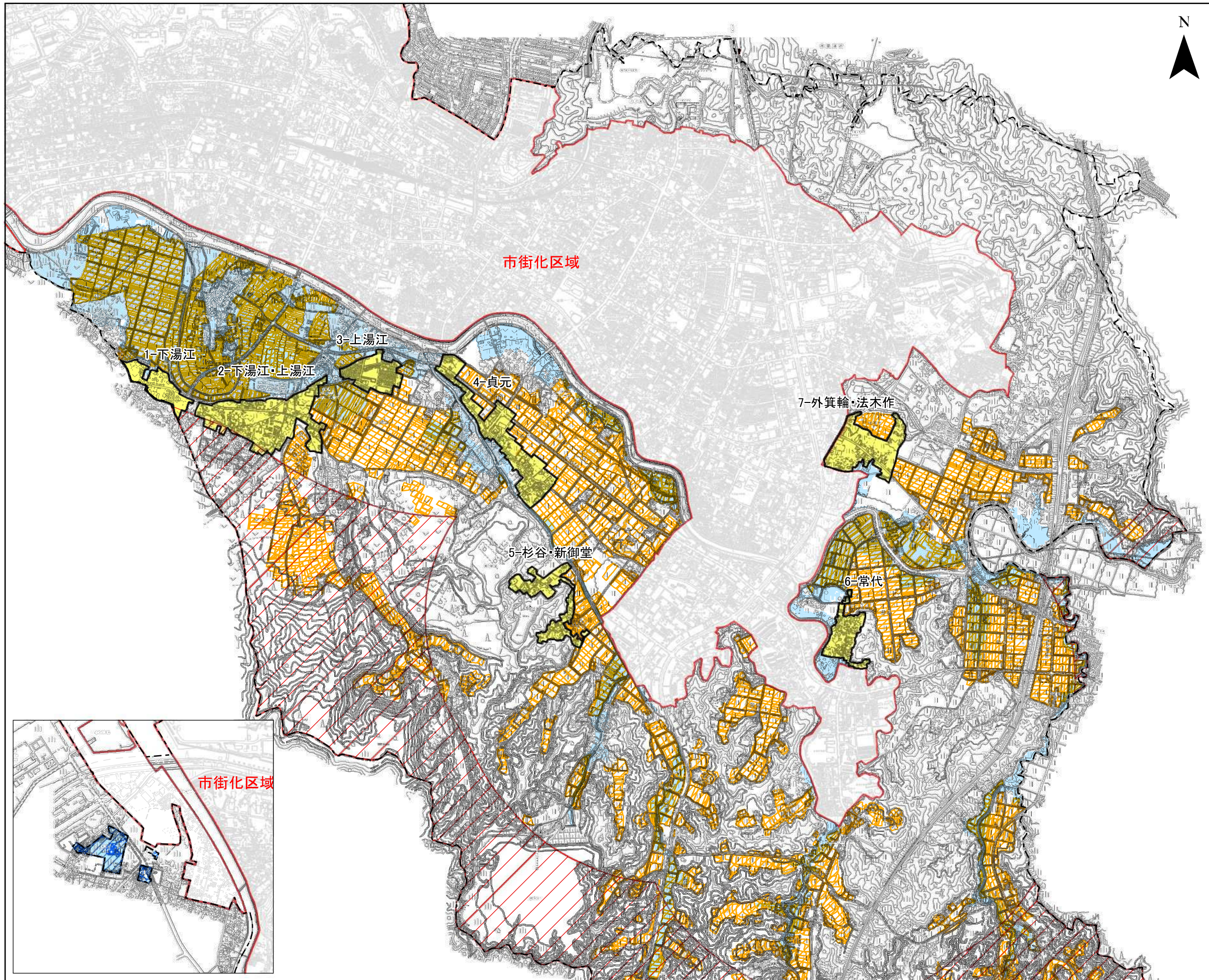


●集落区域図
その1

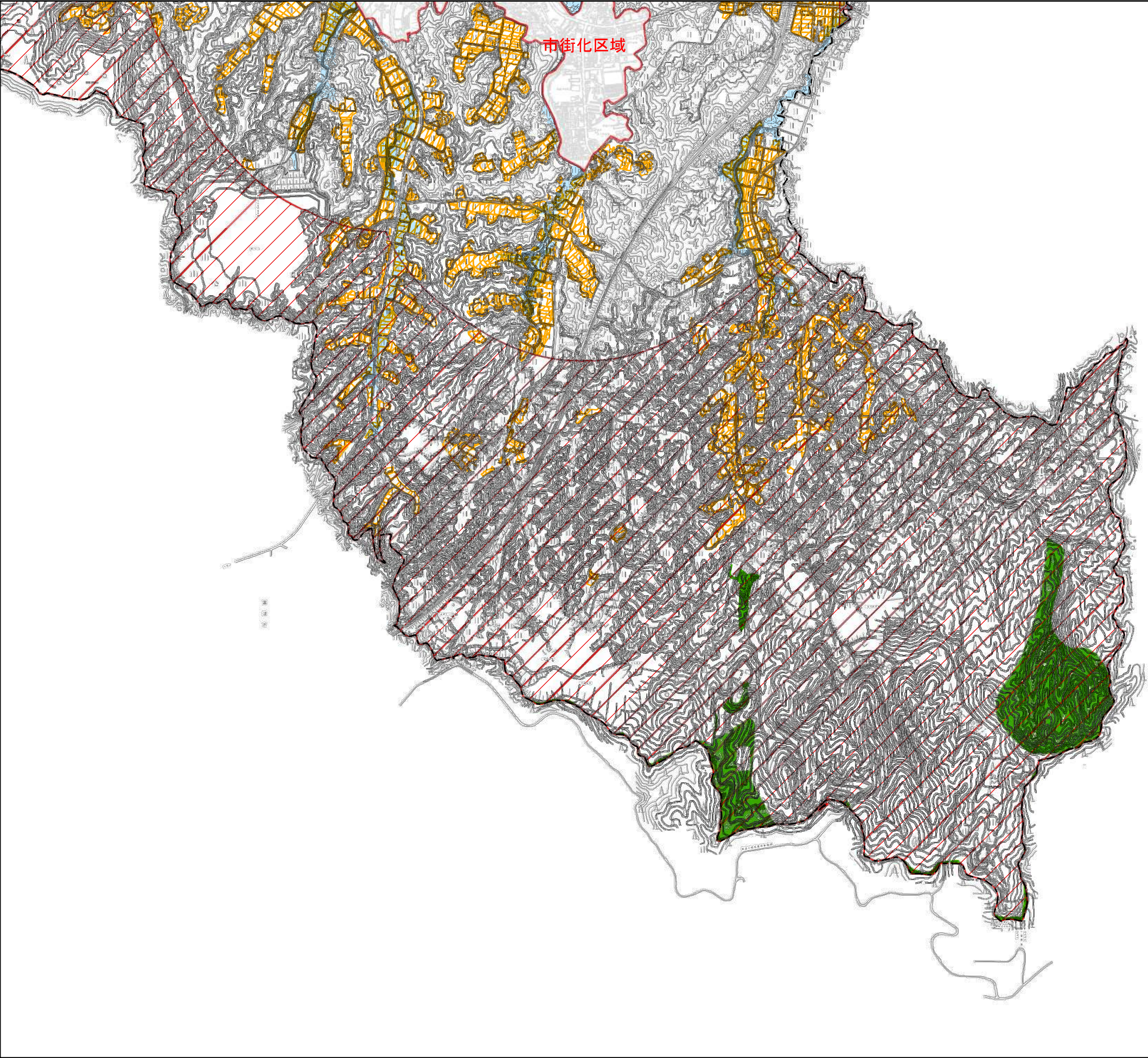
- 集落区域
- 農振農用地区域
- 保安林
- 浸水想定区域
- 高潮浸水想定区域
- 市街化区域1.1km圏外
- 市街化区域界
- 都市計画区域界



集落区域とは以下の全てに該当している区域を言う(※都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例第2条1の「既存集落」とは異なる)。

- ①敷地間の距離が55m以内である建築物が40戸以上連たんしている区域(※敷地間の距離は、敷地境界が不明である部分については、建物の壁からの距離により判断している。なお、付属家と想定される建築物は戸数には含まないものとした。)
- ②災害レッドゾーン[災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域]・災害イエローゾーン[土砂災害警戒区域、浸水想定区域、その他(津波災害特別警戒区域等)]を含まない区域
- ③農用地区域・保安林を含まない区域
- ④市街化区域から1.1km以内の区域

0 200 400 600 800 1,000 2,000 m



●集落区域図
その2

- 集落区域
- 農振農用地区域
- 保安林
- 浸水想定区域
- 高潮浸水想定区域
- 市街化区域1.1km圏外
- 市街化区域界
- 都市計画区域界

集落区域とは以下の全てに該当している区域を言う(※都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例第2条1の「既存集落」とは異なる)。

①敷地間の距離が55m以内である建築物が40戸以上連たんしている区域(※敷地間の距離は、敷地境界が不明である部分については、建物の壁からの距離により判断している。なお、付属家と想定される建築物は戸数には含まないものとした。)

②災害レッドゾーン[災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域]・災害イエローゾーン[土砂災害警戒区域、浸水想定区域、その他(津波災害特別警戒区域等)]を含まない区域

③農用地区域・保安林を含まない区域

④市街化区域から1.1km以内の区域

